

平成 23 年度入札・契約制度の変更点

最新更新：平成 24 年 3 月 27 日

■ 観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査における総合点数算定要領の一部改正 (平成 23 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 「技術評価点」を「発注者別評価点」に改正
- (2) 評価項目として、労働安全対策、雇用対策、子育て支援対策、環境対策、各種研修会等参加を追加。
- (3) 改正の適用時期
 - ・平成 23 年度格付けにおいては、平成 21・22 年度入札参加資格審査と同じ評価項目、配点
 - ・平成 24 年度格付けにおいて、申請に基づき、改正により追加した評価項目について審査し、格付けを見直し

■ 観音寺市契約規則の一部改正

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 前金払可能請負金額の変更 (第 40 条)
 - 「土木工事については 700 万円、建築工事については 500 万円以上」
→ 「200 万円以上」
 - ※平成 23 年 4 月 1 日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用
- (2) 遅延利息の変更 (第 43 条)
 - 「年3.3パーセント」→ 「年3.1パーセント」

■ 観音寺市工事請負契約約款の一部改正

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 前金払請求可能請負金額の変更 (第 35 条)
 - 「土木工事については 700 万円、建築工事については 500 万円以上」
→ 「200 万円以上」
 - ※平成 23 年 4 月 1 日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用
- (2) 遅延利息の変更 (第 35 条、第 43 条、第 48 条、第 51 条)
 - 「年3.3パーセント」→ 「年3.1パーセント」

■ 観音寺市建築設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 遅延利息の変更 (第 32 条、第 39 条、第 46 条、第 49 条)
 - 「年 3.3 パーセント」→ 「年 3.1 パーセント」

■観音寺市土木設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 遅延利息の変更 (第 33 条、第 40 条、第 47 条、第 50 条)

「年 3.3 パーセント」→「年 3.1 パーセント」

■観音寺市工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領の一部改正

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 要領の失効を 1 年間延長 (附則)

「平成 23 年 3 月 31 日まで」→「平成 24 年 3 月 31 日まで」

■観音寺市建設工事等に係る設計図書等の質疑及び回答事務取扱要領の制定

(平成 23 年 7 月 19 日告示)

概要

- (1) 質疑について

- ・方法 質疑書を総務課へファックス (受電確認の電話必要)
- ・期間 指名通知の日の翌日から入札執行日の 4 日前 (休日を除く。) の正午まで

- (2) 回答について

- ・方法 本市ホームページに掲載
- ・期間 質疑書の提出期限の日の翌日から起算して 2 日目 (休日を除く。) から入札執行日の前日まで

- (3) 適用時期について

平成 23 年 10 月 1 日以後に指名通知する競争入札から適用

■観音寺市工事請負契約約款の一部改正

(平成 23 年 10 月 1 日施行)

概要

- (1) 「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」表記に (全般)
- (2) 暴力団等の排除のため、受注者の代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき等に発注者が契約を解除できる旨の規定を追加 (第 44 条)
- (3) 市内業者育成の観点から、下請契約において市内本店業者への優先発注に努める規定を追加 (第 7 条)

■観音寺市建築設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 23 年 10 月 1 日施行)

概要

- (1) 「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」表記に (全般)
- (2) 暴力団等の排除のため、受注者の代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき等に発注者が契約を解除できる旨の規定を追加 (第 41 条)

■観音寺市土木設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 23 年 10 月 1 日施行)

概要

- (1) 「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」表記に（全般）
- (2) 暴力団等の排除のため、受注者の代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき等に発注者が契約を解除できる旨の規定を追加（第 42 条）

■観音寺市建設工事指名停止等措置要領の一部改正

(平成 23 年 10 月 1 日施行)

概要

- (1) 暴力団等の排除のため、契約解除要件との整合性を図った。
(別表第 20 号・第 21 号・第 22 号)

■工事請負契約書様式の一部改正

(平成 23 年 10 月 1 日施行)

概要

- (1) 「請負者」から「受注者」表記に

■観音寺市建設工事等に係る設計図書等の質疑及び回答事務取扱要領の一部改正

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 平成 24 年 4 月の組織再編に伴う改正
設計図書等質疑書（様式第 1 号）中「契約係」を「管財契約係」に

■観音寺市建設工事等検査要綱の制定

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

概要

- (1) 建設工事及び建設工事に関する委託業務の検査の実施方法等に関し必要な事項を定めた。

■観音寺市工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領の一部改正

(平成 24 年 3 月 31 日施行)

概要

- (1) 要領の失効を 1 年間延長（附則）
「平成 24 年 3 月 31 日まで」→「平成 25 年 3 月 31 日まで」